

# 第3章 京都議定書の6%削減目標を確保するための手法の一つとしての自主的取組の活用の在り方について

## 1. 検討すべきオプション

第1章において述べたように、京都議定書の6%削減目標を確実に達成するための国内制度として自主的取組を位置付けるに当たっては、現行の経団連等による自主行動計画のままでは、目標のレベル及び整合性、目標の履行確保のための仕組み、透明性、信頼性確保のための仕組み、アウトサイダー対策の面などに限界がある。

一方、自主協定制度は、自主的取組の信頼性・透明性・実効性を確保するために有用な手法の一つであり、第2章において述べたように、欧州各国を中心として、特に地球温暖化対策の分野において、自主協定による取組が広く用いられている。欧州においては、産業界と政府との交渉により、自主的取組の実効性、策定プロセスの透明性・公平性等の質をより高めるために、様々な制度的な手当がなされている。

本章においては、上記の自主行動計画についての考察を踏まえ、我が国において今後自主的取組を京都議定書の6%削減目標を達成するための手法の一つとして位置付けるための方策及びその際の留意事項について、欧州各国における自主協定の活用の在り方を参考としつつ、我が国の法制度に即して検討する。具体的には、欧州各国で多義的に用いられている自主協定の活用を、合意により策定された「法定外協定」、特別の根拠法に基づき策定・合意された「法定協定」という2つのオプションに分類して、我が国への適用可能性について検討することとする。

## 2. 検討の視点

6%削減目標を達成するための手法として自主的取組を位置付けるに当たっては、第1に、その「実効性の確保」が重要である。そのためには、幅広い事業者の参加を確保しつつ、同時に十分な目標を設定すること、また、他の制度（税、排出量取引等）とのポリシーミックス等により、履行を確保するための措置及び不履行の場合の措置を確保すること、これらを踏まえ、どのような内容を盛り込んだ協定内容とするか、という視点からの検討が必要である。

また、6%削減目標を達成するための手法として自主的取組を位置付けるに当たっては、「透明性、信頼性の確保」が重要である。情報公開法、行政手続法を始めとする行政の透

明性・公正性の流れのなか、交渉によって協定内容を決める自主協定が不透明な裁量行政や不公正な行政につながりかねない、という懸念を招かぬようにするためには、目標設定を含む自主協定策定プロセスの透明性、透明な手続に基づく公正な管理主体による個別企業ごとの検証可能なデータによる進行管理と結果の公表、第三者へのアカウントビリティの確保が要請される。自主協定の活用の検討に当たっては、こうした要請をどのようにして満たすか、という視点からも検討を行う。

さらに、自主協定により、事業者団体と参加事業者の連携により高い数量的目標を設定し、参加事業者にその遵守を求めることが、事業者団体による競争の実質的制限や、構成事業者の機能又は活動の不当な制限に当たらないか、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）」との関係を整理する必要がある。協定により優遇措置とリンクさせた場合、国内製品の優遇の禁止及び輸出補助金の禁止を定めたWTOのルールとの関係も整理する必要がある。

### 3．実効性の確保について

#### （１）幅広い参加者の確保と目標の設定について

自主協定への参加者としては、概念的には（a）個々の事業者と（b）業界団体の2者が考えられる。

前者（個々の事業者と協定を締結する）の場合、協定締結に向けた交渉やその履行状況の把握に要する行政コストをかんがみれば、締結対象事業者を温室効果ガスの排出が多い少数の者に限定せざるを得ないため、締結対象事業者の範囲をどのくらいにするかが、実効性の確保という観点から課題となる。

後者（業界団体と協定を締結する）の場合においても、どの範囲の業界団体を締結対象業種とするか、また、その業種においてどのくらいの数の企業が参加するかが実効性の確保という観点から課題となる。具体的には、

- （b - 1 - 1）行政機関は個々の事業者とは協定を締結しない仕組み
- （b - 1 - 2）行政機関は個々の事業者とは協定を締結しないが、業界団体と参加企業が参加協定を締結し、国がそれを承認する仕組み
- （b - 2）行政機関は業界団体との締結と並行して、個々の事業者とも協定を締結する仕組み

が考えられる。

表 3 - 1 自主協定の参加者

政府の締結対象	備 考
( a ) 個々の事業者のみ	行政コストの観点から、温室効果ガス排出量が多い限られた数の事業者を対象を限定。
( b - 1 ) 業界団体のみ	( b - 1 - 1 ) 政府は個々の企業との協定は締結せず、団体内の自治に任せる。 ----- ( b - 1 - 2 ) 業界団体と参加企業が参加協定を締結し、政府がそれを承認。
( b - 2 ) 個々の事業者と業界団体と平行して締結	政府が業界団体との主協定と同時に、個々の事業者との副協定を締結する場合や、政府と業界団体との協定に参加企業も署名する場合があります。  業界団体が目標を達成すれば、その団体に属する事業者の目標も達成されたものとみなし、業界団体が目標を達成しなければ、政府は個々の事業者の達成状況を個別に把握・確認する仕組みとすることが現実的。

一方、自主協定の実効性を確保するためには、目標は定量的なものとするのが不可欠である。また、6%削減目標の達成を担保するためには、原単位の削減目標よりも、総量目標が望ましい。

なお、参加事業者と目標の間には、目標の達成のためには協定の内容を厳しくする必要はあるが、協定の内容を厳しくすればするほど協定への参加者の確保が難しくなるという矛盾が存在する。

しかし、これを解決しようとして、法律に基づかず、協定に加わらないと不利益な取扱いがなされるおそれがあることを交渉材料として用いることは、行政手続法（平成五年十一月十二日法律第八十八号）第32条第2項の規定（「行政指導に携わるものは、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」）に反するおそれがある。

そこで、多くの事業者の参加確保と目標を達成するための実効性のある協定内容を両立させるための手段として英国やデンマークに見られるように、税の減税措置等の優遇措置とリンクさせることが概念上考えられる。

以上をもとに、各オプションについて分析する。

#### ア．「法定外協定」の場合

まず、「法定外協定」については、法律に基づく協定ではなく、これらの締結を減税の要件とすることは租税法律主義に反することから、多くの業種の事業者の参加と目標を達成するための実効性のある協定内容を両立するために、「自主協約」又は「法定外協定」と減税措置をリンクさせることは困難と考えられる。

#### イ．「法定協定」の場合

「法定協定」についても、自主協定のように裁量行政の幅が広くなり得る措置を他の措置とリンクした形で位置付けること(例えば、自主協定と環境税の減税措置のリンク、排出量取引制度との選択制の導入、自主協定達成の手段として排出量取引を認める等)については、他の制度との関係や法制上の問題点の整理等を十分に行う必要がある。

しかしながら、他の制度とリンクするための要件・基準を法律で明確にすれば、他の事業者との公平性の問題及び不透明な裁量行政のおそれを回避することは可能である。例えば、協定締結者に対する税の減免措置を行うために、租税法律主義の観点から、対象事業者、対象事業(事業場又は施設)、減免の基準等のほか、減免の手続等について法律で明確にしておくのである。

さらに、「法定協定」の場合、実効性を確保するため、不十分な目標しか設定されていない協定は締結し得ない旨の判断基準(例えば、「%以上の削減目標及び第三者による進行管理システムが整備されている場合に限り、政府は自主協定を締結することができる」等の規定)を定めておくことも考えられる。

### (2) 履行を確保するための措置及び不履行の場合の措置の確保

履行確保のための措置及び不履行の場合の措置について各オプションを分析する。

#### ア．「法定外協定」の場合

「法定外協定」において、履行確保の手段として、協定内容に不履行の場合に規制的措置の導入を検討する旨を盛り込むことが考えられる。これについては、規制的措置など一般的な措置の導入は、行政手続法(平成五年十一月十二日法律第八十八号)第32条第2項の規定(「行政指導に携わるものは、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」)の不利益な取扱いに該当するとは言い難いことから、問題は少ない。

また、裁判所を通じた履行強制、損害賠償請求については、法定外自主協定を紳士協定ととらえ、法的効力は生じないとする考え方もあるが、法定外協定を契約ととらえ、具体的条項で法技術的に強制が可能なものは民事的方法によって担保される、とする見解が大勢を占めている。したがって、裁判所を通じた履行確保を確実にするためには、協定に、当該協定が私法上の契約として法的拘束力を持つことや、さらに、不履行の場合の追加的措置等（例えば、目標を達成できない場合には、国内外の排出量取引制度を活用して目標達成のために足りない分の排出量を調達することや、協定の目標達成のために足りない排出量を政府が代わりに調達するために必要な金額を払うこと等）を具体的に規定しておくことが重要である。

さらに、進行管理に際し、政府、事業者、第三者等からなる組織を設け、詳細なデータの提出を事業者に求めた上で、より客観的かつ公平な評価を行い、必要に応じて対策の強化等を求めていくことも有効と考えられる。

このように、「法定外協定」においては、ある程度履行の確保が可能である。

#### イ．「法定協定」の場合

一方、「法定協定」においては、協定に基礎を与える法令に法律事項として、協定違反の場合、

- 事業者名又は業界団体名の公表
- 裁判所を通じた履行強制、損害賠償請求（裁判所を通じた履行確保を確実にするため、協定に不履行の場合の要件及び手法を具体的に明確化しておくことが重要である点は法定外協定と同様。）
- 改善勧告、指示、改善命令等の行政措置、
- （自主協定を他の制度とリンクさせた場合）優遇措置の取り消し

等が行えるよう明記しておくことにより、その履行を確保することが可能である。

また、関係審議会や政府、事業者、第三者等により構成される組織等による自主協定の評価に基づき、進捗状況が芳しくないときには、審議会から行政機関に対する改善勧告を行うなど、履行確保機能を審議会等に付与することも考えられる。ただし、この場合は、自主協定について法律に規定する際に、審議会等による勧告の実施等についても明記し、法律上の根拠を設けておくことが必要である。

さらに、「法定協定」では、自主協定を他の措置とリンクした形で位置付けること（例えば、自主協定と環境税の減税措置のリンク、排出量取引制度との選択制の導入、自主協定達成の手段として排出量取引を認める等）により、履行確保を図ることも可能である。この際には、他の制度との関係や法制上の問題点の整理等を十分に行う必要があるが、他の制度とリンクするための要件・基準を法律で明確にすれば、他の事業者との公平性の問題及び不透明な裁量行政のおそれを回避することができる。。

なお、法定協定については、業界団体を当事者とする場合には注意を要する。一般に法人格がない団体も訴訟の対象とはなり得るため、業界団体に対して損害賠償請求をすることは可能であるが、業界団体の場合、実際に排出量の削減を行うのは個別の企業であり、業界団体に対して裁判所を通じて履行強制をすることや行政措置として改善命令を課することは考えにくいからである。

したがって、業界団体については、（b - 1 - 2）業界団体との協定締結と併せて、業界団体と参加企業との協定の承認を行うか、（b - 2）業界団体と並行して個々の事業者とも協定を締結する必要がある。

#### ウ．まとめ

以上をまとめると、履行を確保するための措置としては次のような措置を考えることができる。

目標達成のための取組を促進するために、一定期間までに自主協定の目標を達成できない場合には、政府が規制的措置や環境税等の対策の積極的導入を検討する旨の政策的立場を示す項目を盛り込むこと

裁判所を通じた履行強制、損害賠償請求を実施すること

政府、事業者、第三者等から成る組織若しくは審議会により、詳細なデータの分析等に基づき進捗状況が芳しくない場合に政府への勧告をさせること（勧告については、法整備が必要）

「法定協定」の場合、他の政策手法とのリンクによる履行確保へのインセンティブ（デイスインセンティブ）を付与すること

### (3) 協定への規定内容

自主的取組を推進するために多くの自主協定が締結されている欧州においては、欧州委員会により、有効な自主協定締結のためのチェックリストが示されている (Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on Environmental Agreement. COM(96)561 final, point 4.)

我が国においても各産業界の特色に応じつつ、実効性の高い協定策定に資するよう、協定のベースとなるモデルを作成することが有効である。

しかしながら、各オプションについて分析した場合、「法定外協定」については、政府と事業者の交渉により、実効性の高い協定に求められる全ての事項を確保することは困難を伴う。

これに対し、「法定協定」の場合、協定の内容としてこれらの事項を盛り込むよう法定協定に基礎を与える法令に、明記しておくことにより、これらの実効性の高い協定内容を確保することが可能である。

## 4. 透明性、信頼性の確保について

「透明性、信頼性を確保」するためには、目標設定を含む自主協定策定プロセスの透明性、透明な手続に基づく公正な管理主体による個別企業ごとの検証可能なデータによる進行管理と結果の公表、第三者へのアカウントビリティの確保が要請される。

特に、進行管理について可能な限り客観的な評価を行うためには、欧州各国でも見られるように、第三者機関による進行管理が望ましい。第三者機関における進行管理としては、例えば、事業者自らが環境声明書を作成し、これを外部の公認環境検証人が認証する EMAS (1993年のEU閣僚理事会で成立した環境マネジメント及び監査に関する規則に基づく) 類似の第三者認証の仕組みも一つの方法である。

第三者機関による評価であれば、業界団体が目標を達成しなかった場合でも個々の事業者の達成状況の評価について、客観的で極め細かい進行管理が図られることが期待される。

さらに、第三者機関により実効ある進行管理を図るためには、比較検証が可能で、かつ客観的な十分なデータが自主協定の参加事業者から得られることが重要であり、そのためには、業種ごとに排出量のモニタリングシステムを構築することが必要である。

また、自主的取組の透明性・信頼性を高めるための方法として、事業者に目標や対策メニューを自主的に設定させる一方で、その内容の公表、政府への届出、第三者による進捗状況の管理、認証を義務付ける仕組みを事前に整備しておくことも考えられる。これは、現在の我が国自主行動計画を改善して、政府と事業者の自主協定につなげるための第一段階とも言えるものである。ただし、これだけでは目標レベル及び対策メニューが事業者の自主性に委ねられ、京都議定書の削減目標を達成する上で確実な方法とは言えないため、目標レベル及び対策メニューについては、温室効果ガス排出量の推移も勘案しつつ、追加的に政府との合意による協定の締結を行うことが必要と考えられる。

さらに、「法定協定」の場合には、法定協定の締結に基礎を与える法令に、

- 締結以前の段階でも交渉内容の公開を義務付けること、
- 案のパブリックコメントを行うこと、
- 比較可能かつ客観的で十分なデータを参加事業者又は業界団体から得ることが確保されるような仕組み、
- 第三者による進行管理、(協定の期間の長さにもよるが)中間目標の設定による進捗状況の評価、
- 当該評価に基づき必要と考えられる追加的政策措置の導入、

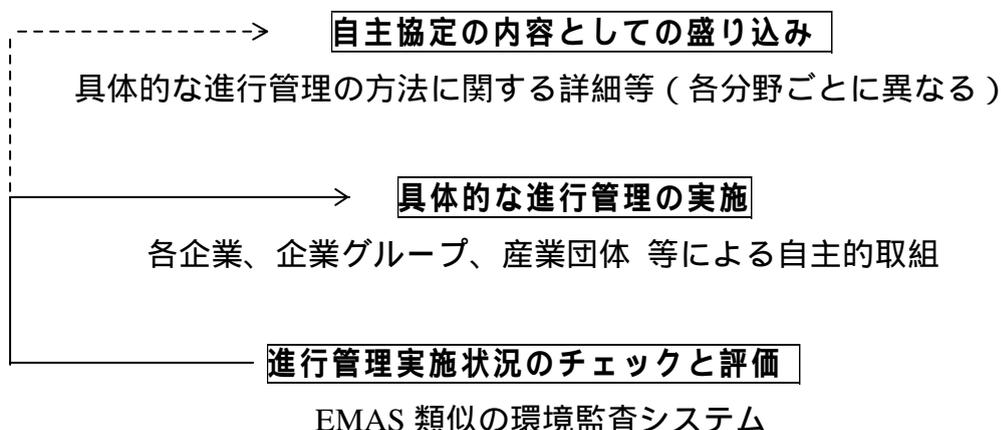
等について、法定協定に盛り込むことを規定しておくことにより、包括的に透明性、妥当性を確保し、信頼性を向上させることも可能である。

(例)

**法律による規定**

進行管理システム整備の義務付け

(中間目標の設定、第三者機関による定期的な進捗状況の評価、結果報告等)



## 5 . 留意事項

自主協定方式においては、事業者団体と参加事業者の連携の下、行政機関との間で数量的目標を内容とする自主協定を締結し、参加事業者にもその遵守に向けた取組を求めることとなる。これが事業者団体による競争の実質的制限や構成事業者の機能又は活動の不当な制限に当たらないよう、自主協定方式の導入に当たっては、独占禁止法との関係を整理する必要がある。

また、協定を何らかの優遇措置とリンクさせた場合、国内製品の優遇及び輸出補助金の禁止を定めた WTO のルールとの関係も整理する必要がある。

このような問題意識から、ここでは、自主協定方式を導入する際の留意事項として、独占禁止法との関係及び WTO ルールとの関係について検討を行う。

### ( 1 ) 独占禁止法との関係

#### 独占禁止法の目的と事業者団体

独占禁止法の目的は、「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、…、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進すること」である（同法第 1 条）。

同法においては第 3 条において事業者による私的独占及び不当な取引制限を禁じた上で、第 8 条第 1 項において、事業者団体による

- 競争の実質的な取引制限（同項第 1 号）
- 不当な取引制限又は不公平な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約（同項第 2 号）
- 現在及び将来の事業者数の制限（同項第 3 号）
- 構成事業者の機能又は活動の不当な制限（同項第 4 号）
- 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること（同項第 5 号）

を禁じている。

## 自主協定と独占禁止法

自主協定と独占禁止法の接点としては、目標の設定及び履行確保の2点が考えられる。

### a) 目標の設定

まず、目標の設定について見た場合、例えば業界ごとの目標を確実に達成するために、参加事業者ごとに目標年の削減量を割り当てることや、全参加事業者に基準年と比べて均一の削減率を当てはめることが、独占禁止法第8条第1号第1項又は第4号に反しないかが論点となり得る。

この点に関し、公正取引委員会による「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(平成7年10月30日)(以下、「事業者団体ガイドライン」という。)」においては、第2、7(2)において、「環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づく必要性から」作成される自主規制等(自主協定は、事業者団体ガイドライン第2の7(2)(注3)に照らせば、ここでいう自主規制等に該当すると考えられる)は、

- 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか

及び

- 事業者間で不当に差別的なものではないか

の判断基準に照らし、

- 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものかの要素を勘案しつつ、その競争阻害性の有無を判断する、こととなる。

業界ごとの目標を確実に達成するために、参加事業者ごとに目標年の削減量を割り当てることや、全参加事業者に基準年と比べて均一の削減率を当てはめることは、省エネルギー投資、生産管理の強化等を促すものであり、生産量の制限を意味するものではなく、それらの結果仮に製品価格の上昇が見られたとしても「需要者の利益を不当に害するもの」とは言えない。

また、一定の公正なルール(例えば、公正で透明なプロセスの確保を前提とし、これまでの削減努力、現在のエネルギー消費原単位等、企業体力〔温暖化対策を行う余力〕等を勘案して策定することが考えられる)にしたがって、各参加事業者への目標の当てはめが行われるのであれば「事業者間で不当に差別的なもの」とはならない。

さらに、原単位目標はもちろんのこと、削減量の目標についても、6%削減目標達成の手段として自主行動計画を位置付けるのであれば、「社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のもの」であるといえよう。

したがって、例えば業界ごとの目標を確実に達成するために、一定の公正なルールにしたがって参加事業者ごとに目標年の削減量を割り当てることや全参加事業者に基準年と比べて均一の削減率を当てはめることは、独占禁止法に反しないと考えられる。

なお、事業者団体ガイドラインにおいては、上記のような判断基準に照らし自主規制等（上記のとおり環境の保全に係る自主協定も該当すると考えられる。）が競争を阻害することが無いようにするとの観点から、「事業者団体において、関係する構成事業者からの意見聴取の十分な機会が設定されるべきであるとともに、必要に応じ、当該商品又は役務の需要者や知見のある第三者等との間で意見交換や意見聴取が行われることが望ましい」とされている。

したがって、本章の「4．透明性・信頼性の確保について」において記述があるとおり、環境保全の観点はもちろんのこと、独占禁止法との関係からも、「目標設定を含め自主協定策定プロセスの透明性、透明な手続に基づく公正な管理主体による個別企業ごとの検証可能なデータによる進行管理と結果の公表、第三者へのアカウントビリティの確保」を行うことが重要である。

#### b) 履行確保

次に履行確保についてみた場合、独占禁止法上は容認され得る自主協定であっても、事業者団体がイニシアティブをとって参加事業者にその遵守を求めることが独占禁止法第8条第1号第1項又は第4号に反しないかが論点となる。

事業者団体ガイドライン（第2の7(2)、(3)7-3）においても、「自主規定等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある」（当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合を除く。）とされている。

この点について、「事業者団体ガイドラインの解説」においては、「自主規制等を…・遵守しない者については除名し又は反則金を徴収することを決定して、一部構成事業者にその意思に反して自主規制等を…・遵守させることは、まさに「強制」に当たるものと考えられる」「社会公共的な目的等が認められるような自主規制等…・であっても、それは法律に基づき設定されるものではなく、あくまで自主的に設定された基準等…・であることから、その…・遵守…・を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがあるものと考えられる」とされている。

このように見た場合、「法定外協定」の場合には、履行の確保手段が事業者団体による個別企業への強制のみとならないよう、協定の締結に当たり「(b-1-1) 行政機関が個々の企業には関与せず、団体内の自治に任せる」のではなく、政府が一定の関与をすることを明らかにした協定（本章3(1)における(b-1-2)又は(b-2)タイプの協定）が締結されることにより、事業者団体による個別企業への強制に当たらない方法で履行確保を図ることが必要である。

### c) 制度的手続

なお、独占禁止法の違反要件との関係での整理は以上のとおりであるが、これを確実にするための制度的手続としては、法定協定の場合、例えば、複数の事業者による共同事業計画に関し、独占禁止法の観点から公正取引委員会への協議について規定している「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を参考に、自主協定締結に際し、事前に公正取引委員会への意見陳述及び意見聴取、公正取引委員会による事後的なチェック・通知及び通知に基づく必要な措置の実施を行うよう協定に基礎を与える法令に示しておくこと等が考えられる。

## (2) WTOルールとの関係

### (自主協定のWTO法との抵触可能性)

まず最初に、自主協定が事業者ないし事業者団体間の契約にとどまるものであれば、WTOルールとの抵触はあり得ない。これに対して、行政機関が自主協定の内容に関わり、自主協定が行政機関との合意として成立している場合は、WTO諸協定との抵触の問題が提起される可能性があり、WTO加盟国たる政府のコミットメントを含む措置として、WTO紛争処理の手続に乗り得ることになる。その場合、自主協定において、いかなる政府の「強制」の契機が存在するかが決め手となる。

自主協定の締結で国際競争力の低下を恐れる国内企業が、外国からの輸入製品に対して、同種の負担を求めるということになると、WTO法との抵触が生じ得る。また、自主協定の存在を前提として採られる二次的な措置（例えば、自主協定対象製品の優先的購入・使用基準の導入や税の減免等の優遇措置）が、「外国貿易に対して差別的効果を持つ措置」として、他の加盟国からの問題提起を引き起こす可能性も否定されない。

### (自主協定と輸入規制)

自主協定と同レベルの排出規制等を輸入製品に対しても実質上適用することになれば、「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT協定、スタンダード協定ともいう)上の問題を惹起する可能性がある。例えば、自主協定参加企業により生産された製品について、これを環境負荷の少ない製品として消費者に推奨する目的でラベリング等による表示を行う場合に、当該エコラベルが外国からの輸入製品に対して与え得る貿易阻害効果が問題となる。また、自主協定の内容が、実質的に、外国製品に対する差別を生じさせるような場合、例えば、1999年の欧州自動車工業会とEU委員会との二酸化炭素排出規制に関する自主協定に対しては、少なくともTBT協定上の「任意規格」として許容されるか否かが問われる。

自主協定が、製品規制だけでなく生産工程規制（PPM 規制）をも含む場合、問題は一層複雑である。さらに、自主協定参加企業により生産された製品について、二次的な効果として、優先的購入強制・使用強制が行われた場合等（例えば、タクシー業界が、自動車工業会の自主協定対象車を優先的に購入使用する措置をとった結果として、外国車が差別されるような可能性）の場合には、WTO/GATT 法及び TBT 協定上の問題が引き起こされうる。

以上の場合において、外国企業にも関係業界団体への加盟が認められていれば問題は生じない、ということが言えるかどうか、慎重に検討する必要がある。

## 6 . まとめ

以上をまとめると、自主協定を京都議定書の6%削減目標を達成するための手段として位置付けるために、以下のような方法を検討していくことが必要である。

まず第1に、実効性を確保するためには、目標達成のための取組を促進するために、一定期間までに自主協定の目標を達成できない場合には、政府が規制的措置や環境税等の対策の積極的導入を検討する旨の政策的立場を示す項目を盛り込むこと、裁判所を通じた履行強制、損害賠償請求の実施、政府、事業者、第三者等から成る組織若しくは審議会により、詳細なデータの分析等に基づき進捗状況が芳しくない場合に政府への勧告をさせること、「法定協定」の場合、他の政策手法とのリンクによる履行確保へのインセンティブ(ディスインセンティブ)を付与すること、等について、可能性を検討する。

第2に、透明性、信頼性を確保するためには、目標設定を含む自主協定策定プロセスの透明性、透明な手続に基づく公正な管理主体による個別企業ごとの検証可能なデータによる進行管理と結果の公表、第三者へのアカウントビリティの確保が要請される。

特に、進行管理について可能な限り客観的な評価を行うためには、欧州各国でも見られるように、例えば、EMASのような第三者機関による進行管理の仕組みを構築することが望ましい。また、第三者機関により実効ある進行管理を図るためには、比較検証が可能で、かつ客観的な十分なデータが自主協定の参加事業者から得られることが重要であり、そのためには、各業種ごとに排出量のモニタリングシステムを構築することが必要である。

さらに、「法定協定」の場合には、法定協定の締結に基礎を与える法令に、所要の措置を規定しておくことにより、透明性、信頼性を高めることが可能になる。

最後に、独占禁止法やWTOとの関係については、自主協定制度がそれぞれの制度の趣旨に抵触しないように配慮しつつ、自主協定制度の構築を進める必要がある。例えば、業界団体による個々の事業者への強制行為等は独占禁止法に違反する可能性が高いことから、政府は業界団体と個々の企業の自主協定に一定の関与(政府と個々の事業者も協定を締結する等)を行い、独占禁止法に当たらない範囲で、自主協定内容の履行確保を図る等の配慮が必要となる。

## (参考文献)

「事業者団体の活動に関する新・独禁法ガイドライン」公正取引委員会事務局経済部  
団体課長編著。(社)商事法務研究会 別冊N B L no.34、p.134

『地球環境問題と企業』山口光恒著、岩波書店、2000年、p.282